第百六十五条の二十三	本店	主たる事務所	
	各営業所	各事務所	
第百六十五条の二十四第二項第二号	会社及び	法人及び	
	商号	名称	
第百六十五条の二十四第二項第三号	会社	法人	
第百六十六条第二項	各営業所又は各事務所	各事務所	
第百六十六条第三項	営業時間内又は事業時間	事業時間	
	第二号	社員及び保険契約者その他の債権者が第二号	
第百六十七条第二項	次に掲げる基準	第一号及び第三号に掲げる基準	
第百七十条第一項各号列記以外の部分	次に掲げる書類	第一号及び第四号に掲げる書類	
第百七十条第一項第四号	同条第六項（第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合において単に「第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合」という。）を含む。以下この号において同じ。）	同条第六項	
	五分の一（第二百五十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあっては、十分の一）	五分の一	
第百七十四条第七項	第一項、第四項	第一項	
第百七十四条第八項	した者及び特別清算の場合の清算人	した者	
	ならない。ただし、その間に特別清算が開始した場合は、この限りでない	ならない	
第百七十四条第九項	清算（特別清算を除く。）	清算	
第百七十四条第十二項	本店又は主たる事務所	主たる事務所	
第百七十五条第一項	、第四項又は第九項	又は第九項	
第百七十六条	清算人（特別清算の場合の清算人を除く。）	清算人	
	株主総会等	社員総会又は評議員会	
第百七十九条第一項	清算（特別清算を除く。）	清算	

6　改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百五十三条第三項に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

一　改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百五十三条第一項の認可の申請（次号において「申請」という。）の日において既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）

二　申請の日において既に保険期間が終了している保険契約（申請の日において保険期間の中途で解約その他の保険契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。）

7　改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百六十五条の二十四第五項から第七項までの保険金請求権等は、同条第二項の規定により官報に公告した時において既に生じているものに限るものとする。

第一条の四　改正法附則第四条の二において認可特定保険業者の保険契約に係る保険募集（同条に規定する保険募集をいう。次項において同じ。）について法第二百七十五条第一項第二号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七十五条第一項第二号	この条、第二百八十三条及び第三百二条	この号及び第二百八十三条
	所属保険会社等	所属認可特定保険業者（保険契約の締結の代理又は媒介を行う者が保険募集を行う保険契約の保険者となるべき認可特定保険業者をいう。以下同じ。）

2　改正法附則第四条の二において読み替えて準用する法第三百九条第一項第六号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　申込者等（改正法附則第四条の二において読み替えて準用する法第三百九条第一項に規定する申込者等をいう。以下この条において同じ。）が、認可特定保険業者又は認可特定保険業者のために保険募集を行う者（以下この項において「認可特定保険業者等」という。）に対し、あらかじめ日を通知してその営業所、事務所その他これらに準ずる場所（以下この号及び次号において「営業所等」という。）を訪問し、かつ、当該通知し、又は訪問した際に自己の訪問が保険契約の申込みをするためのものであることを明らかにした上で、当該営業所等において当該保険契約の申込みをした場合

二　申込者等が、自ら指定した場所（認可特定保険業者等の営業所等及び当該申込者等の居宅を除く。）において保険契約の申込みをすることを請求した場合において、当該保険契約の申込みをしたとき。

三　申込者等が、郵便その他の主務省令で定める方法により保険契約の申込みをした場合

四　申込者等が、保険契約に係る保険料又はこれに相当する金銭の払込みを認可特定保険業者等の預金又は貯金の口座への振込みにより行った場合（当該保険契約の相手方である認可特定保険業者等若しくは当該保険契約に係る保険募集を行った認可特定保険業者等又はこれらの役員若しくは使用人に依頼して行った場合を除く。）

五　申込者等が、認可特定保険業者の指定する医師による被保険者の診査をその成立の条件とする保険契約の申込みをした場合において、当該診査が終了したとき。

六　当該保険契約が、金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約に係る債務の履行を担保するための保険契約であるとき。

七　当該保険契約が、既に締結されている保険契約（以下この号において「既契約」という。）の更改（保険金額その他の給付の内容又は保険期間の変更に係るものに限る。）若しくは更新に係るもの又は既契約の保険金額、保険期間その他の内容の変更に係るものであるとき。